

部活動のあり方検討特別委員会 調査報告書のまとめ（正副委員長案）

中学校部活動の地域移行に向けた本市における課題を整理するとともに、地域や関係団体との連携のあり方を検討するため、地域移行及び地域連携における運営主体や指導者等に関する現状と課題を把握し、移行を進めるに当たっての課題への対応策、及び地域クラブ活動の持続可能な活動の推進に向けた諸方策について鋭意検討を行った。

以下、調査の過程で出された主な意見、要望を付して、本委員会のまとめとする。

1 地域移行の概要と長崎市地域クラブ活動指針について

(1) 部活動地域移行の概要

全国的な現状として、少子化の加速により、部活動一つ当たりの人数が減少し、単独の学校単位で大会やコンクール等への出場や練習試合等ができなくなっている。また、学校に設置されている部活動数も減少しているため、希望する部活動が進学する学校になく、生徒が様々なスポーツや文化芸術活動を体験する機会が失われている。

また、専門的な指導ができる教職員が不足していることから、生徒が専門的な指導を受けられなくなっている。

さらに教職員の働き方の面では、日々の部活動の指導が長時間勤務の要因となっており、場合によっては専門外の部活動の顧問をせざるを得ないなど、顧問となる教職員の大きな負担になっていることで、持続的な指導体制が維持できていないため、教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革が必要となっている。

このような課題があることから、平成30年から国において地域移行に向けた様々な検討が行われており、令和4年12月には総合的なガイドラインが示され、また、長崎県においても令和5年3月に地域クラブ等の在り方に関する方針が示されている。

国・県の方針においては、学校部活動は学校教育として、あくまでも学校が主体となり、顧問の教員を配置して学校の施設で行われるのに対し、地域クラブ活動は地域が主体となって、多様な場所で地域の指導者により指導が行われるとされている。条件や環境が整っているところに関しては、単独の学校部活動からそのまま地域クラブ活動に移行し、現在の学校部活動からそのまま地域移行することが難しい部活動については、まずは合同部活動などの地域連携を進め、その後、地域クラブに移行していくこととされている。

(2) 長崎市地域クラブ活動指針

ア 長崎市における指針作成のプロセス及び推進体制

長崎市地域クラブ活動指針は、本市の地域移行の大きな方向性や地域移行に向けたスケジュール、年度ごとの具体的な進め方などを示したもので、市で指針案を作成し、中学校部活動地域移行関係者協議会において協議と修正を重ね、令和6年3月に策定した。

本市の部活動の地域移行に係る推進体制としては、教育委員会事務局において、学

校関係者や保護者への周知・助言、地域クラブのコーディネート・認定を行っており、市民生活部において、体育・文化団体との協議調整等を行っている。

イ 長崎市における学校部活動の現状と取組

令和5年5月現在、長崎市の中学校数は36校で、生徒数は約8,400人、部活動加入者数は全生徒の約72%となる約6,000人であり、全国の動向と同様に深刻な少子化が進んでおり、学校単独で大会に参加できなかったり、進学する中学校に希望する部活動がなかったりなどの課題が生じている。実際に、令和5年度の中総体では、中体連が定める救済措置により、複数校の合同チームとして出場したチームが8チームで、学校数としては17校あった。また、令和元年度から令和5年度までの過去5年間で休部・廃部した部は26部あり、進学予定の学校に希望する部活動がないために、指定校変更して進学している生徒数の合計は、令和6年5月時点で83名である。

今後は、令和9年度の新チームが発足する時期までに、休日は完全に地域クラブへ移行することを目指し、可能な範囲で順次平日の移行も進めていくこととしている。進め方としては、単独での活動が可能な団体は、部活動からそのまま地域クラブへ移行することとし、単独での移行が難しい場合は、他校と一緒に部活動としての形態のまま活動を行う地域連携（合同部活動）を経て地域クラブへの移行を段階的に進めていくこととしている。既に民間クラブなどがある場合は、民間クラブ、道場等への移行を検討していく。

ウ 地域クラブ活動の運営

地域クラブ活動については、部活動から移行したクラブにおいて、学校と連携しながら、長崎市地域クラブ活動指針に沿って活動することとしており、運営実施団体は多様なものを想定しており、各部活動で、運営主体を選択し、持続可能な運営を目指し活動していく。市としては、地域クラブを設立する場合の助言等の支援を次のとおり行っていくこととしている。

まず、指導者については、課外クラブサポーターが継続して指導者になることを想定しており、課外クラブサポーターと教職員に対する意向調査を令和6年4月に実施している。地域連携（合同部活動）の指導者についても現在の課外クラブサポーターを部活動指導員として登用し、より中心的に指導に関わってもらうことで地域クラブの指導者としての役割を担ってもらうことを想定している。また、長崎県が運営する指導者エントリーシステムの活用や各種団体との連携により、指導者の確保に努めていく。指導者が適切な指導を実施するため、市においては専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努め、スポーツ団体等においては指導者の養成や資質向上の取組を進めることとしている。指導に当たっては、勝利至上主義に陥らないこと、心身の健康管理に努めること、事故防止に努めること、安全管理を徹底すること、体罰・暴言・ハラスメントを根絶することとしている。また、指導者には生徒及び保護者との十分なコミュニケーションを図ること、及び合理的かつ効率的・効果的な練習を積極的に

導入していくように求めていく。

次に、適切な休養日等を設定するため、基本的に地域クラブにおいても学校部活動に準じて休養日を設定することとし、従来の課外クラブガイドラインに記載している内容を基本に、休日のみ実施する場合は、原則土曜日または日曜日のいずれか1日、平日も実施する場合は、週当たり2日以上休養日を設定することとしている。活動時間についても同様に、平日は2時間程度、休日は原則3時間程度とし、効率的・効果的な活動を行うこととし、学校と活動計画の情報共有、連絡・調整を図ることとしている。

次に、活動場所については、基本的には部活動で使用していた中学校の施設を活用することを想定している。このためには、学校との協議が必要であり、利用する際のルール等は学校と連携して策定する。活動場所への移動については徒歩または公共交通機関を利用することとしており、公共交通機関での移動ができない場合は保護者に一任する。市としては、学校施設を可能な限り優先的な利用ができるよう調整するなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりについて検討していく。

次に、活動に係る経費については、原則、受益者負担となり、地域クラブにおいては可能な限り低廉な会費を設定し、経済的に困窮する家庭への支援については、国の制度等を注視していく。

次に、活動中の事故については、基本的に運営団体がその責任を負うことになるため、管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、指導者や参加生徒からの十分な理解を得て活動することが必要になる。保険については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償となる保険に加入することと、個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨していく。

次に、地域クラブの立ち上げの際には、学校が地域クラブ代表者と協議の場を設け、活動のルール等について共通理解を図ることとし、市は適正な活動が行われるように必要な指導助言を行っていく。その上で、教育委員会及び学校長は、地域クラブの活動を周知し、生徒が興味、関心に応じて自分にふさわしい活動を選択できるようにしていく。

次に、大会等への参加の引率は、実施主体の責任者・指導者等が行うことになり、大会運営については、団体等に所属する職員に担わせ、スタッフとして委嘱し、大会に従事することを明確化する。教育委員会及び学校長は、教師等の服務上の扱いを明確にし、兼職・兼業の許可、適切な服務管理を行うこととしている。大会の参加については、生徒や保護者の理解を得て、負担が過重にならないように適正な回数に精選することとしている。

エ 長崎市地域クラブの認定

地域クラブは、学校部活動から移行したクラブであること、学校と連携して本市の活動指針を踏まえた活動をすること、目的・運営方法などの必要事項が記された規約等を作成すること、勝利至上主義に陥ることなく、営利目的を主とした運営をしない

ことと定義している。

市の認定を受けた場合は、学校と協議の上、学校施設を利用することができるようになり、新入生説明会や新入生のオリエンテーション等での紹介、生徒の募集案内・連絡等の文書を学校を通して配付すること、市のホームページ等で地域クラブの活動を紹介することなどが可能になる。

申請団体は長崎市地域クラブ認定要件確認書、地域クラブ公認申請書、規約等の写し、保険加入書の写しを市に提出し、市から認定要件を満たしていることを確認されると、長崎市地域クラブとして認定される。

(3) 地域クラブへの補助

学校部活動から地域クラブ活動へ、平日・休日とも完全に移行した団体に対しては、地域クラブ活動費補助金として活動費を補助する制度を令和6年度から開始している。補助金額については、1人当たり体育クラブで1,570円、文化クラブで1,070円としている。

また、そのほかに、学校体育選手派遣補助金として、全国・九州・県の中総体に参加する場合の体育大会派遣費補助金、九州・県の中学校新人大会に参加する場合の大会参加費義務教育関係の補助金については、部活動に加入している生徒、地域クラブに属している生徒いずれも交付されることになっている。

以上、地域移行の概要と長崎市地域クラブ活動指針について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 県が指導者エントリーシステムの取組を進めているが、指導者の確保は非常に重要であるため、市においても、課外クラブサポーターや教職員も含めて人材確保に取り組んでほしい。
- 保護者が安心して運営ができるように責任の所在や学校との関わり方などについて明確にしてほしい。
- 地域クラブの認定数が多くなった場合も、各クラブへの対応に差が生じないように、ガイドラインの周知等には注意を払ってほしい。
- 地域移行することによって、居住する地域で選べる種目に差が出てこないようにしてほしい。
- 経済的に困窮する家庭への支援は国の動向によらず実施に向け取り組んでほしい。

2 中学校部活動地域連携（合同部活動・拠点校部活動）について

(1) 地域連携とは

ア 地域連携の概要

地域連携とは、地域移行を進める際に、部員数が足りずに十分な活動ができない場合や、希望する部活動がないなどの理由で単独での地域移行が困難な場合に、近隣の学校等と連携して活動を行うものである。なお、地域連携は、合同部活動と拠

点校部活動に分けられ、将来的には地域クラブへの移行を目指すこととなる。

合同部活動は、在籍校に部活動は開設されているものの、部員数の減少により十分な活動ができない場合などに他校の部活動と練習や試合等の活動を共にするもので、拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がないなどの場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校が受け入れるものである。

イ 地域連携の基本的な地区編成

学校間の距離や生徒数などを基に、徒歩または公共交通機関を利用する場合でも過度な負担にならないように近隣の学校で7つのブロックを編成し、基本的にはブロック内での活動を基本としている。ただし、部活動ごとの事情を考慮し、ブロックを越えた活動も可能としている。

(2) 合同部活動・拠点校部活動

ア 合同部活動

大会に参加するために一定の人数が必要な軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボールの4種目の団体スポーツが中心になると考えているが、他の競技についても希望があれば個別に対応する。

具体的な設置方法としては、まず、合同部活動を希望する学校がブロック分けを参考にして市教育委員会に申出を行い、市教育委員会が、合同部活動の相手となる学校と調整を行う。調整が整った後に、改めて各学校から合同部活動の申請書を提出してもらい、市教育委員会において審査の上、合同部活動としての認定を行う。認定後は、当該学校間で、活動場所・指導者・指導日数等を決定して活動を行う。

イ 拠点校部活動

開設されている全ての部活動が、拠点校部活動の対象となる。

拠点校部活動に参加できる生徒は、在籍校に希望する部活動がなく、公共交通機関または保護者による送迎で活動場所まで移動ができ、拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに活動中は拠点校の生徒指導に従うことに同意する必要がある。

設置方法は、他校での活動を希望する生徒・保護者が在籍校の校長を通じ教育委員会へ拠点校での活動を申請することで、教育委員会において申請があった拠点校との調整を行い、拠点校の学校長が承諾すれば教育委員会が認定し、設置される。

ウ 合同部活動と拠点校部活動の比較

まず、活動場所については、合同部活動は実施校間で調整することになるが、拠点校部活動は、基本的には拠点校で活動を行うことになる。

次に、指導者については、合同部活動は実施校間で調整し、いずれかの指導者または双方の指導者が指導を行うことを基本とするが、拠点校部活動は、基本的には

拠点校の指導者が指導を行う。

次に、事故等への対応については、合同部活動の場合は、当日指導に当たっている指導者が対応することになり、拠点校部活動の場合は、原則として拠点校の指導者が対応する。

次に、責任の所在については、合同部活動・拠点校部活動ともに従来の部活動と同様の対応となるため、事故等の検証・原因を究明した上で対応することとなる。

次に、大会への参加については、合同部活動の場合は、中体連が主催する大会に各学校単位、または合同部活動として出場することができる。拠点校部活動の場合は、拠点校の学校として中体連が主催する大会に参加することができる。なお、中体連以外が主催する大会については、それぞれの競技団体や大会主催者が定める参加要項等によることとなる。また、中体連が定める長崎県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チームというものがあるが、これは中総体に出場するための救済措置であり、年間を通じて活動を行う合同部活動とは異なる制度である。

(3) 意向調査結果

ア 教職員

全教職員739人に対して調査が行われ、令和6年8月時点で約75%の560人から回答が得られた。「地域移行後も継続して指導に従事することが可能か」という質問に対しては、「前向きに検討する」と回答した方が7.3%、「条件によっては検討する」と回答した方が23.6%、合わせて約3割の方から前向きな回答があった。

「地域クラブの指導に従事する場合に重視する条件は何か」という質問については、「指導にあたる種目」、「学校の業務と指導の両立」、「役割、責任分担の明確化」を選択した方が半数を超える状況になっている。

イ 課外クラブサポーター

課外クラブサポーター全254人に対し調査が行われ、令和6年8月時点で約7割の181人から回答が得られた。「地域移行後も継続して指導に従事することが可能か」という質問に対しては、「前向きに検討する」と回答した方が40.3%、「条件によっては検討する」と回答した方が27.6%、合わせて約7割の方から前向きな回答があった。

「地域クラブの指導に従事する場合に重視する条件は何か」という質問については、「仕事と指導の両立」、「柔軟な練習時間帯の設定」、「役割、責任分担の明確化」を選択した方の割合が高い状況であった。

ウ 競技団体

令和6年8月5日時点で87件の回答が得られ、そのうちの約3割の28件で、指導が可能または希望するとの回答があった。指導可能な曜日については、土曜日・日曜日の回答件数は20件前後であったが、月曜日から金曜日の回答件数はいずれも10

件前後だった。

(4) 県の人材確保

運動部については、令和6年4月22日に長崎県が指導者のエントリーシステムにおいて募集を開始しており、令和6年8月時点では、県内全体で210人が登録されている。このうち、長崎市で指導が可能な指導者は、延べ54人である。

文化部については、先行して令和5年6月に募集を開始しており、令和6年5月時点で県内全体で145人が登録されている。このうち、長崎市で指導が可能な指導者は、延べ128人である。

(5) 令和6年度長崎市中総体の詳細

令和6年度の長崎市中総体に参加した生徒数は4,163人であり、令和5年度と比較して約400人減少した。中総体は全17競技で行われるが、このうちバレーボール、バスケットボール、軟式野球、サッカーについては、合同チームで出場した学校があり、参加したチーム数と学校数が異なっている。

市の中総体に出場できる合同で活動しているチームは、教育委員会から認定を受けて合同部活動として参加するケースと、中体連が定める大会の救済措置により出場するケースがあるが、軟式野球では、市の認定を受けた合同チームが3チーム、中総体限りの救済措置として参加したチームが1チームあり、バスケットボールでは2チーム、バレーボールでは1チーム、サッカーでは2チームが、それぞれ中総体限定の救済措置により合同チームとして参加した。

(6) 各競技団体が主催する令和6年度長崎県中総体予選会の参加状況

令和5年度から学校部活動以外のクラブチーム等についても中総体への参加が認められており、陸上、水泳、体操、新体操については市の中総体から参加が可能で、それ以外は予選会を経て県の中総体に参加することが可能となっている。長崎市が認定した地域クラブもこの予選会に出場しており、バスケットボールでは5クラブ77名、剣道では2クラブ3名が予選会に参加し、このうちバスケットボールの1クラブが予選会を勝ち抜き、県大会への出場権を獲得した。

以上、中学校部活動地域連携（合同部活動・拠点校部活動）について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 拠点校部活動の制度では、授業などの普段の教育活動で関わっていない他校の生徒を部活動時のみ指導することになり、拠点校となる学校側に負担がかかると思われるため、制度の見直しが必要である。
- 中総体の参加要件として、教職員が顧問であることとされているが、令和12年度の大会の在り方の見直しに向けて現場の声をよく聞いてほしい。
- 令和9年度の地域移行後の生徒の活動の仕方や教職員の働き方がどのようなになるの

かしっかりと示せるように、市として検討を進めてほしい。

3 本市における地域移行に係る課題について

(1) 地域移行の現状

ア 運動部の現状

令和6年11月時点で10の地域クラブが発足している。その現状として、もともと部活動がなかった3団体を除く7団体のうち5団体において、保護者の負担額が地域クラブに移行したことで増加している。増加した主な理由としては、地域クラブになった初年度にユニフォームや団旗の新調等に係る費用がかかったこと、大会や遠征の回数が格段に増えたことに伴い参加費や交通費が増加したこと、これまでの部活動では計上されていなかった指導者報酬が発生したことなどが挙げられる。

8月に現地調査を行った女子バスケットボールの地域クラブ「橘」については、唯一部活動で活動していた時よりも活動費が減少していた団体であったが、地域クラブになり参加人数が増えたことにより、一人当たりの負担額が低くなったことが主な理由とのことであった。

イ 文化部の現状

令和6年9月時点で、文化部活動から地域クラブに移行した団体はなく、地域移行に向けた具体的な相談・対応等にも至っていない。県の文化活動指導者等人材リストへは、令和5年度に1校、令和6年度に3校から情報照会申請があっており、内訳は、吹奏楽指導者が3件、美術指導者が1件となっている。

また、音楽分野及び美術分野の団体へ指導者の確保や活動場所の確保等に係る聞き取りをした結果、下記のような意見があっている。

まず、音楽分野の団体からは、指導者の確保については、団体や個人に指導を依頼した場合、謝礼金が必要となり、低額では確保が難しいと考えられることや、曜日で指導者が替わる可能性があり、同じ指導者が継続して指導できない可能性があるとの意見があった。さらに、活動場所の確保等については、これまで同様、学校で活動できるように、学校施設の確保を確実に行ってほしいということや、学校が使用できない場合には、大きな音に対応できる施設の確保を行ってほしいということ、また、その際の会場使用料や楽器の運搬に係る費用を文化団体や保護者で負担することはできないということ、学校所有の楽器の使用に係る損害保険や、買換え時の費用負担への対応方法について考える必要があることなどの意見があった。

次に、美術分野の団体からは、指導者の確保については、長崎市美術振興会に依頼すれば対応可能な会員がいるという意見があり、活動場所の確保については、学校以外での活動は、イーゼルや画用紙、絵の具などの道具の運搬が難しく困難であるため、学校施設の確保を確実に行ってほしいということ、また、道具の運搬に係る費用負担への対応方法について考える必要があるとの意見があった。

ウ 他都市の調査結果

長崎市と人口規模に近い人口35万人以上50万人未満の中核市25市を対象とした調査の主な結果としては、まず、地域移行に特化した部署を設置しているのは2市のみであった。ガイドラインや指針については、策定済みが5市となっており、運営主体の団体については、民間事業者や競技団体、文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブが多数であった。費用負担については、保護者負担とする都市が主となっているが、一部自治体負担とする都市が、検討中の都市も含め、9市あった。活動中の事故やけがの責任の所在については、運営主体としている都市が13市と最も多くなっており、地域移行に向けた課題としては、指導者の確保、運営団体の確保、学校施設や場所の確保などの回答が多くあった。

(2) 地域クラブ「橘」の現地調査における意見

令和6年8月28日に橘中学校を拠点とし活動している女子バスケットボールの団体である地域クラブ「橘」の現地調査を行い、学校長、指導者、団体の保護者代表者と意見交換を行った。地域クラブ側からは、会場の確保が困難であること、市中総体に出場できないこと、今後運営の引継ぎを行っていく際に不安があることなどが主な意見として出された。

会場の確保については、練習が遅い時間に始まる曜日は、費用負担が生じること、また夜間開放の時間の利用となるため公共施設案内・予約システムを利用しての予約となり会場の確保が難しいとのことであったため、今後、市としては、施設の優先利用、減免等について検討を行っていくとのことである。

バスケットボールの場合、地域クラブは競技団体が主催する県中総体予選会には出場できるが、市中総体には出場できないということになっているが、参加要件については、各競技の実情に応じて市中体連が決定しているため、市としては同団体に対して、意見があった旨を伝えていくとのことである。

以上、本市における地域移行に係る課題について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 現在、休日に部活動を指導する際に教職員に支払われている手当の予算を移行後の指導者の費用に充てるよう県に働きかけるなど、部活動の地域移行に係る財源を確保してほしい。
- 市が認定した団体へは、地域移行により初年度に必要となる費用の支援を検討してほしい。

4 本市の地域移行の課題解決に向けての諸方策について

(1) 課題に対する諸方策

ア 指導者・運営主体の確保

(ア) 指導者エントリーシステムの登録者等の確保

指導者エントリーシステムの登録者等の確保が課題として挙げられるが、県のシステムへの登録者のうち長崎市の運動部で指導可能な人数は令和6年8月時点で54人、文化部で指導可能な人数は令和6年5月時点で128人であり、別に長崎市に登録している27人を加えると、長崎市で指導可能な人数は209人である。なお、令和6年度の部活動の顧問の人数は339人、課外クラブサポーターの人数は255人となっており、現在の部活動の指導者数は594人となり、部活動の減少率や、部活動の統合による減少により、令和9年度までに約20%の団体が減少することが見込まれることから、今後指導者として必要な人数は476人と想定される。

令和6年4月の調査により、地域移行後も指導することに前向きな回答をしたサポーター及び教職員は合計250人であり、令和9年度に必要な指導者数から、エントリーシステムに登録している指導者数及び指導に前向きな回答をしている指導者数を引くと17人不足することになるが、指導可能なエリアや種目、曜日や時間などの偏りや重複を考慮していない数値であるため、実際にはさらに不足数が大きくなり、指導者の確保が必要になると考えられる。

課題に対する具体的な方策としては、チラシの作成や配付、ホームページ、SNS、広報ながさきへの掲載等を引き続き実施することで、広く市民へ呼びかけ、部活動指導員や課外クラブサポーターに対し地域クラブ移行後の指導について働きかけを行う。また、指導者の補助的な人材としてでも確保できるよう、関係団体や大学等と連携しながら、各学校を訪問して必要とされる指導者の条件を把握し、エリアごと、クラブごとの指導者の必要数を分析し、登録者とマッチングを行うこととしている。

(イ) 保護者会を除く運営団体の確保

運営を担う団体を確保できておらず、保護者会が中心となって運営するケースが大半となることが想定されているが、方策としては、保護者会以外の運営団体として想定される、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各競技団体、民間クラブ等との情報交換の機会を設定し、地域クラブの運営主体としての参画を促すこととしている。

(ウ) 保護者会が運営主体となる団体の運営面での保護者負担の軽減

保護者会が運営主体となる場合、引継ぎを含めて負担が大きいことが課題となっているが、この負担が軽減されるように「(仮称) 地域クラブ運営の手引き」を作成し、施設の予約方法や経理処理、保険の加入等についてマニュアル化を行う予定としている。また、よくある質問集(FAQ)を作成し、分かりやすい解説をすることでクラブの設立から運営面に対してのサポートを行うこととしている。

イ 活動場所の確保と保護者負担の軽減

(ア) 学校施設を使用する場合の鍵の管理や施錠、練習場所の確保

これまで部活動で利用してきた時間帯の学校施設を活用することにより従来どおりの時間帯での場所の確保と費用負担の軽減が可能となる。19時30分から21時30分

の時間帯の学校施設は、部活動利用者以外の多くの一般利用者がスポーツをする場として活用していることから、時間の調整や工夫が必要となるが、指導者等の事情により夜間開放の時間帯の利用を希望する場合は、費用負担が生じないように対応を検討する。

学校施設を利用する場合の鍵の管理や施錠の課題については、暗証番号などを利用したスマートロック等の導入検討を進めることとしている。

(イ) 費用負担軽減策

会場使用料や指導者への謝礼金等、部活動として活動していた時には発生していなかった費用が新たに発生し、負担になっている課題については、経済的困窮世帯に対する支援について、国・県の動向を注視しながら、外部からの財源も含め、市の支援を検討することとしており、負担軽減の資金としては、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税の活用を検討することとしている。

(ウ) 事務手続きの負担軽減策

学校以外の会場を確保するための事務手続きの負担軽減に対しては、公共施設案内・予約システムの登録を推奨し、スケジュール管理やキャッシュレス決済で会費の徴収などができる管理アプリを紹介することとしている。

ウ 指導者の資質向上の機会の確保

市独自の研修会を実施し、長崎県や市スポーツ協会と連携するなかで、市が主催する研修会の情報提供と周知を行い、積極的に参加を呼びかけることとしている。

エ ゴール等の大型器具や楽器等の高額備品の使用・修繕・購入等

地域クラブで使用するゴール等の大型器具は、学校や社会体育での利用を考慮し、必要に応じて市で調達することとする。楽器等の各学校の高額備品については、これまでのように学校への予算配当を継続し、必要に応じて市において調達し、市が認定した地域クラブの使用を認めることとする。

(2) 今後の実施・検討事項

周知については、現在、地域移行の制度説明や指導者の募集などを様々な媒体で行っているが、今後は、さらに全ての学校を回り、部活動の状況把握、地域移行に向けた周知と啓発を図ることとしている。また、指導者だけでなく、保護者と児童生徒向けのアンケートを実施予定としている。

部活動の地域移行の窓口となる専門部署の設置に向けては、検討していくこととし、指針については、様々な意見を踏まえ、適宜見直すこととする。

さらに、責任の所在については、ケースごとに事例を示すなど、運営する方の不安を払拭できるように見直すこととする。

最後に、中学校総合体育大会への参加のあり方については、主催者である中学校体育連盟と協議をしていくこととする。

以上、本市の地域移行の課題解決に向けての諸方策について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 合同部活動や拠点校部活動の枠組みは毎年流動的であり、運営主体となる保護者が責任を持ちきれないということになりかねないので、課題を想定してきちんと説明してほしい。
- 休日の地域移行をする際、現在の小学生が中心となってくるため、現在小学生の社会体育を指導している指導者へ対しても、今後の地域移行の流れを説明してほしい。
- 合同部活動と拠点校部活動の違いを保護者にもよく分かるように整理してほしい。
- 部活動は教育の一環として始まった経緯があるため、市の中で所管がどこになっても共通理解を持って進めてほしい。
- 地域移行後は学校の関与がなくなり、文化庁が地域行事に参加する際に主催者との連絡を取りづらくなる懸念があるため、市が橋渡しを行ってほしい。
- 運営に係る責任の所在については、保護者の中から運営主体となるなり手が現れやすいように、市で責任を負うことを検討してほしい。

5 委員会からの提言

以上、本委員会の調査事項についてまとめたが、部活動の地域移行に当たっては、子どもに対してのニーズ調査を行うなど、こどもまんなかで進められるよう取り組まれない。特に、休日の部活動を地域クラブへ完全移行する予定である令和9年度以降に対象者となる現在の小学生児童及びその保護者への調査や地域移行に係る内容の周知に努められたい。

次に、指導者の確保については優先課題であるため、競技ごとやエリアごとに必要な指導者数を分析し、指導ができる競技やエリア、曜日や時間など、実際に移行を見据えた具体的な調査を行うとともに、募集に当たっては、指導する条件を指導者に分かりやすく提示し、安心して指導できる環境を整えられたい。

次に、保護者への地域移行の説明については、学校任せにせず、市が積極的に関与し、進められたい。また、移行後の地域クラブの運営については、保護者主体とする方針となっているが、保護者・生徒は流動的であるため、市において積極的なフォローに努められたい。さらに、国から休日の部活動の地域移行だけでなく平日の地域移行も検討する方針が出されていることから、今後の平日の部活動の地域移行も見据え、市として専門部署を設け、地域移行後も市が中心となって地域クラブ運営の支援を続けるよう取り組まれない。また、責任の所在については全てを保護者の責任にするのではなく、その受け皿となり得る法人格を持つ組織による運営を検討されたい。

次に、地域クラブへの移行後においては、活動時間が学校施設の夜間開放の時間に当たる場合には地域クラブで優先的に利用でき、使用料もかからないように検討を進められたい。また、地域クラブの市の中総体への出場の可否が競技ごとに異なると、生徒や保護者が不安になるため、中体連と協議をして出場を希望する団体は出られるよう協議をされた

い。

最後に、令和6年3月に策定された長崎市地域クラブ活動指針については、本委員会で挙げられた課題を整理・具体化し、反映するとともに、平日の地域移行も見据え、定期的に見直しを行われたい。

理事者におかれては、委員会における調査の過程で各委員から出された意見・要望を踏まえ、関係者間で連携及び十分に情報共有し、地域クラブ活動の持続可能な活動の推進に向け、引き続き取り組むことを要望する。